

津野町・訓子府町連携商品開発事業費補助金 事業概要

※補助要綱から一部抜粋したものです。詳細は要綱をご確認ください。

概要

目的	姉妹まち訓子府町の特産品を活用した新商品の開発事業者を支援し、商工振興や訓子府町との交流発展を図る
対象事業	下記の(1)~(3)のすべてに該当するもの。 (1) 北海道訓子府町で生産された農畜産資源及び加工された製品を使用した取組であること。 (2) 開発する新商品が飲食物で且つ個包装された加工品であること。 (3) 当該年度において1事業者等につき、1の対象事業を対象とする。
交付条件	(1) この補助金を活用することによって完成した商品を津野町内において販売すること。 (2) 令和4年度中に新商品開発が完了し、令和4年度中または令和5年4月1日から販売すること。 (3) 新商品開発後、開発した商品を3年間は製造し販売すること。 (4) 開発した商品の商品パッケージ、商品名などに「訓子府町産〇〇を使用」など訓子府町産の物を使用していることを明記すること。 (5) 補助対象となる原材料、送料について量や金額等が過大に見積もられていないこと。
補助対象事業者	(1) 津野町内に住所を有する者で、事業所、生産施設等が津野町内に立地する者。 (2) 本補助金を活用し開発する製品について、製造・販売に必要な免許等を交付申請時に取得している者。 (3) 町税、使用料等を滞納していない者。
補助対象経費・対象外経費	(1) 訓子府町から仕入れる原材料費で新商品開発に必要な物 (2) 訓子府町から新商品開発に必要な原材料等を仕入れる際の送料 対象外となる経費 (1) 対象経費以外の開発経費（既存商品の改良、パッケージ製作費など） (2) 対象事業者の組織の運営及び維持に要する経費 (3) 製造用器具類及び事務器具類等の設備導入・維持に要する経費 (4) 補助事業の全てを対象とする委託費 (5) 本事業にかかる人件費
補助率及び補助額	・補助率は、4分の3以内 ・補助金交付は、予算の範囲内において行う 上限額：1件につき20万円以内

申込受付期間：令和4年7月1日～令和4年8月31日